

高事第 1954号

令和4年9月29日

通所系・訪問系サービス事業所 管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

大阪府介護サービス事業者燃料費高騰対策支援金（第2期）の申請受付開始について

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、コロナ禍において物価高騰の影響を受ける事業者において、特に影響が大きいガソリン代の高騰見合いについて、日々車両にて利用者の送迎等が基本業務となる訪問系、通所系の介護サービス事業者に対して令和4年4月1日から同年6月30日までを対象期間として支援していました（以下「第1期支援金」。）。

しかしながら、依然、ガソリン代の高騰傾向が続いていることから、再度、令和4年7月1日から同年9月30日までを対象期間として実施することといたしました。（以下「第2期支援金」。）。

つきましては、令和4年10月1日（土曜日）から同年10月31日（月曜日）までの間、行政オンラインシステムにて申請受付を開始しますので、お知らせいたします。

なお、第1期支援金についてはすでに申請期限が過ぎているものの、一定の要件に該当する場合は、第2期支援金申請受付時に申請受付することとしています。要件については、大阪府HPのQ&A、P2の3をご確認ください。

記

1. 申請期間

令和4年10月1日（土曜日）～令和4年10月31日（月曜日）

2. 支給要件

- 大阪府内において、別表1に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス（以下「サービス」という。）を提供している事業所を運営する法人又は開設者であること。
- 対象期間において、利用者の送迎、又は、利用者宅への訪問を実施し、サービスを提供している者（対象期間において、新規に指定を受けた事業者及び休止していたサービスの提供を再開した事業者を含む）であって、基準日において、事業者として指定されていること。なお、対象期間及び基準日については、別表2のとおりとする。
- 事業者がサービスを提供するにあたって、対象期間に事業者が所有する自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、当該自動車等に使用したガ

ソリン及び軽油にかかる費用（以下「燃料費」という。）を事業者が負担していること。また、基準日において、当該自動車等を引き続き所有していること。

3. 支給の対象

<別表1>

支給の対象	支給額
(通所系：介護予防含む) 通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「通所型サービス（第1号通所事業）」	自動車 1 台当たり 6,300 円 自動二輪車及び原動機付き自転車等 1 台当たり 1,200 円
(訪問系：介護予防含む) 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「訪問型サービス（第1号訪問事業）」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」	自動車 1 台当たり 3,600 円 自動二輪車及び原動機付き自転車等 1 台当たり 1,200 円

<別表2>

	対象期間	基準日
第1期	令和4年4月1日から令和4年6月30日まで	令和4年7月1日
第2期	令和4年7月1日から令和4年9月30日まで	令和4年10月1日

4. 申請方法

別添の「申請手順」を必ずご参照のうえ、「大阪府行政オンラインシステム」にてご申請ください。

5. 大阪府ホームページ URL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/nenryo2/index.html>

6. 留意事項

- ・ 他の補助等と重複して支給を受けることはできませんので、同一自動車等の申請を行わないようご注意ください。
- ・ 支援金における証拠書類等（車検証や標識交付証明書、運行記録等）は、5年間適切に保管し、必要に応じて提出できるようにしておいてください。

問い合わせ先

大阪府介護燃料費高騰対策支援金コールセンター

電話 0 5 7 0 - 0 1 7 - 1 7 1（平日 9 時から 18 時まで）

※この番号は、令和 4 年 9 月 30 日（金）から 10 月 31 日（月）の間の開設です。その後の問合せ方法についてはまた改めて HP にてご案内します。